

# 学校における働き方改革

## 上富良野町業務改善計画

【第2期】

上富良野町教育委員会

【令和3年4月】

## はじめに

先端技術が高度化した Society5.0 時代が到来しつつある中、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い人々の行動・価値観が大きく変化しているなど、社会情勢は予想困難になってきています。

変化の激しい時代に生きる子どもたちには、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることのできる資質や能力を身に付けていくことが必要です。

各学校においては、新学習指導要領に基づく教育課程を軸とし、教育活動や学校経営などの学校の全体的な在り方の改善を目指す「カリキュラム・マネジメント」が求められています。

学校における働き方改革は、学校の教育目標の実現に向けて、人的・物的資源をいかに活用するかという「カリキュラム・マネジメント」の側面も持っています。

学校で働く教職員が意欲をもって学校教育の質を高められる環境、健康でいきいきと働くことができる環境を整えることが重要です。

新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、子どもたちの学びを保障するという現状においては、新たな業務負担もありますが、実効性ある取組を一層進めていかなければなりません。

学校における働き方上富良野町業務改善計画の取組期間満了を迎え、計画の取組を評価検証するとともに、国の指針及び学校管理規則に基づく勤務時間の上限に関する方針として、業務改善計画を見直し、引き続き学校における働き方改革に取り組んでまいります。

## 1 これまでの取組の成果と課題

平成 30 年 10 月に学校における働き方改革上富良野町業務改善計画を策定しました。令和 2 年度末までの取組期間のうち、1 年間は、新型コロナウイルス感染症の影響で、計画策定時とは状況が大きく変化しました。感染症対策など新たな業務の増加や学校の生活様式の変化により、十分な取組や成果が得られない項目もありましたが、具体的な取組の実施により、課題の共有は促進されました。

国や道においても働き方改革に積極的に取り組んでいることは十分理解できますが、その反面、教育の ICT 化やコロナ対策、児童生徒の管理指導面の対応など、さらに業務が増加し、多様化・複雑化・困難化が進む現状もあります。

業務改善は、単に在校時間の短縮や業務量の軽減を目的とするものではなく、常に業務の見直しや効率化を図る観点で、よりよい働き方を目指す意識が必要です。

在校時間の大幅な縮減には至らないものの、これまでの取組により、教職員の意識の変化、業務内容の改善には一定の成果が見られました。

働き方改革には、引き続き課題の洗い出しと個々の業務の改善、教職員一人ひとりの意識改革とスキルアップ、さらには保護者をはじめとする地域の理解が必要です。

文部科学省は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部改正に

伴い、平成 31 年 1 月に示した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を令和 2 年 1 月に法的根拠に基づく指針に格上げし、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「国の指針」という。）として公示しました。

北海道においても、国の指針を受け、平成 30 年に策定した「学校における働き方改革北海道アクション・プラン」を、教育職員の在校時間等の上限等に関する方針として令和 2 年 3 月に見直し、令和 3 年 3 月に第 2 期のアクション・プランを策定しています。

上富良野町においても、令和 2 年 3 月に、勤務時間の上限等を規定するため、上富良野町学校管理規則を改正したところですが、今般、学校における働き方業務改善計画の取組期間満了を迎え、計画の取組を評価検証するとともに、国の指針及び学校管理規則に基づく勤務時間の上限に関する方針として、業務改善計画の見直しを行います。

## ● 働き方改革に関する国・道の動き

- ・平成 29 年 6 月、「学校における働き方改革に関する総合的な方策」に係る中教審への諮問（文部科学省）
- ・平成 29 年 8 月、「学校における働き方改革に係る緊急提言」（中教審初等中等 教育分科会学校における働き方改革特別部会）
- ・平成 29 年 12 月、「学校における働き方改革に関する総合的な方策（中間まとめ）」（中教審）
- ・平成 29 年 12 月、「学校における働き方改革に関する緊急対策」（文部科学省）
- ・平成 30 年 3 月、「学校における働き方改革 北海道アクション・プラン」（道教委）
- ・平成 31 年 1 月、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（文部科学省）
- ・令和元年 12 月、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法一部改正
- ・令和 2 年 1 月、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（文部科学省）（以下「国の指針」という。）
- ・令和 2 年 3 月、学校における働き方改革北海道アクション・プラン改定（道教委）
- ・令和 3 年 3 月、「学校における働き方改革北海道アクション・プラン（第 2 期）」（道教委）

## 2 業務改善計画【第 2 期】の性格

- ・この計画は、国の指針第 2 章第 2 節（1）に基づく教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、上富良野町学校管理規則（以下「規則」という。）第 32 条第 3 項に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものである。

また、この計画は、上富良野町教育振興基本計画の「学びを高める信頼される学校づくり」の施策「学校運営の改善」の取組に位置付ける。

### 3 取組の方向性

- ・ 教員がこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことで、教育の質を高めることを目的とする。
- ・ 北海道アクション・プラン（第2期）の取組を基本に、本町の実情に沿った業務改善計画【第2期】を策定し、より実効性の高い取組を推進する。

### 4 教育職員の在校等時間の上限について

規則第32条に規定する勤務時間の上限については、次のとおりとする。

#### (1) 「勤務時間」の考え方

教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とする。

在校等時間は、校外において職務に従事する時間や校長が認める在宅勤務等の時間を含むものとし、自己研鑽や業務外の時間、休憩時間を除いた時間とする。

#### (2) 上限時間の原則

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間（給特条例第7条第1項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を、次に掲げる上限の範囲内とする。

ア 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1か月の合計時間（以下「1か月時間外在校等時間」をいう。）45時間

イ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間（以下「1年間時間外在校等時間」という。）360時間

#### (3) 児童生徒等に係る臨時的な特別な事情がある場合の上限時間

児童生徒等に係る臨時的な特別な事情により業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とする。

ア 1か月時間外在校等時間100時間未満

イ 1年間時間外在校等時間720時間

ウ 1年のうち1か月時間外在校等時間が45時間を超える月数6月

エ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、各月の1か月時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間80時間

#### (4) 教育委員会は、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を前2号の上限の範囲内とするよう、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項について定める。

## 5 業務改善計画の目標及び期間

この計画に掲げる取組を着実に進め、教育職員の在校等時間の上限の遵守に向けて、次のとおり目標を設定し、取組期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とする。

- 教育職員の在校等時間から所定の勤務時間等を減じた「時間外在校等時間」を  
**1か月で45時間以内、1年間で360時間以内**とする。
- 部活動休養日完全実施……週2日以上（原則平日1日+週末1日）
- 時間外勤務縮減推進週間……年2回設定

## 6 教育委員会及び学校の役割

### (1) 教育委員会の役割

- ・学校における働き方改革を進めるための計画等や教育職員の在校等時間の上限等に関する方針等を定める。
- ・学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施する。
- ・時間外在校等時間をはじめとする学校の取組状況を把握し、必要な環境整備を図る。

### (2) 学校の役割

- ・校長は、学校の重点目標に働き方改革を明確に位置付け、全職員の共通理解のもと、「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進する。
- ・校長は、時間外在校等時間等の実態を踏まえ、実情に応じた取組を主体的に推進する。

## 7 推進体制と取組の検証・改善

教育委員会は、随時、取組の進捗状況を把握し、校長会議における議論を通して取組を検証し、必要に応じて、取組の見直し・改善に努める。

教育委員会は、各学校に対し、働き方改革に向けた取組に関し、速やかに必要な情報を提供するとともに、学校現場における取組、検証、改善が行われるよう必要な支援を行う。

## 8 保護者や地域住民等への理解促進

子どもたちに対する教育は、学校、家庭、地域が連携協力して進めなければならない、その基礎となるのは信頼関係や共通認識であり、学校における働き方改革の取組についても、保護者や地域住民等にも理解を深めてもらう必要がある。

教員の長時間労働や業務内容を改善し、子どもたちと向き合う時間を確保するとともに、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務することができる環境を整備することが、学校教育の質の向上につながる。このことを、保護者や地域住民等に対し、説明し、理解と協力を得ることが必要である。

学校は、業務改善や教員の働き方改革について、学校評価に位置付けるとともに、学校運営協議会やPTA活動を通じて理解を求め、教育委員会は、広く地域住民等への普及啓発を進める。

## 9 具体的な取組

教育委員会及び学校は、地域や学校の実情を踏まえ、次の取組を行う。

### ● 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

#### (1) 専門スタッフ等の配置の促進

職	主な業務内容等
特別支援教育指導助手	個別の支援が必要な児童生徒の支援
外国語指導助手	外国語・外国語活動における教員の補助
スクールカウンセラー	児童生徒及び保護者のカウンセリング
学習支援員	通常学級における、教員の補助業務
学校支援員	学校運営に係る補助業務全般
施設管理業務員	学校施設の管理、給食搬入等
スクール・サポート・スタッフ	学校運営スタッフ（道教委派遣）
学習指導員	学習補助（道教委派遣）

#### (2) ICTを活用した業務の推進

- ・ 校務用パソコンを活用した職員間の情報共有や業務の効率化を促進する。
- ・ 教育用 ICT 機器の計画的な整備を進める。
- ・ ICT を活用した教材の共有化やデジタル教材の効果的な活用を図る。
- ・ メールシステムや留守番電話機能を活用した保護者との連絡業務の改善を図る。
- ・ 校務支援システムの有効活用を図る。

#### (3) コミュニティ・スクールを活用した地域との協働

学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」の効果的な活動を促進する。

### ● 部活動指導にかかわる負担の軽減

#### (1) 部活動休養日等の完全実施

生徒や担当教員の健康・安全はもとより、けがの防止・心身のリフレッシュを図るなどのスポーツ医・科学の観点、成長期にある生徒のバランスのとれた生活に配慮する観点から、全ての部活動における休養日及び活動時間の見直し・改善に向けた取組を進める。

##### ① 部活動休養日の実施

- ・ 週あたり2日以上の休養日を設ける。（平日1日、週末1日以上）⇒ 年間104日以上
- ※ 休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わないこと。
- ※ 大会やコンクール等の前で、やむを得ず活動を行う場合は、代替の休養日を実施すること。

##### ② 部活動の活動時間

- 1日の活動時間は、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的な活動を行う。
- ・ 平日は2時間程度
- ・ 学校の休業日（土曜日、日曜日、祝日、長期休業）は、3時間程度

#### (2) 部活動外部指導者の活用等

- ・ 部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、外部指導者の活用を検討する。
- ・ 学校においては、教員の専門性や校務分担の状況、負担の度合い等を踏まえ、外部指導者の人材確保と効果的な活用を検討する。

(3) 複数顧問の効果的な活用

部活動ごとに複数の顧問を配置し、交代で指導や安全管理を行うなどの取組を進める。

(4) 出場大会等の精選

学校は、出場する大会やコンクール等を精選するよう努める。

(5) 学校規模に応じた部活動数の適正化等

学校は、部活動数を適正に設置するとともに、生徒がスポーツや文化活動等を行う機会が失われることのないよう、地域のスポーツ活動団体やスポーツ少年団、文化活動団体との連携等を進める。

(6) 保護者との連携及び理解促進

保護者に対し、成長期における適正な運動量や効果的なトレーニングに関する情報を提供するとともに、学校における部活動のあり方について理解を促進するよう啓発活動を行う。

(7) 部活動と地域活動の連携・協力の推進

部活動と地域のスポーツ・文化団体、スポーツ少年団との連携・交流により、部活動の地域移行に向けた検討を進める。

● **勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実**

(1) 在校等時間の客観的な把握と活用

- ・ 教育職員の在校等時間について、出退勤管理システムにより客観的に計測・記録する。
- ・ 在校等時間の集計結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、業務の平準化、効率化に取り組む。

(2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を持ち、意識改革を図るとともに、仕事と家庭生活を両立できる職場環境づくりを進めるため次の取組を進める。

- ・ 定時退勤日…月 2 回以上実施
- ・ 解錠・施錠時刻や消灯時刻の設定
- ・ 時間外勤務等縮減推進週間…年 2 回以上実施
- ・ 年次有給休暇の取得促進…15 日以上取得（最低 5 日）
- ・ 仕事と育児・介護等の両立支援

(3) 人事評価制度等を活用した意識改革の促進

- ・ 教育委員会は、学校における働き方改革に向けた取組状況を管理職員の人事評価に反映させる。
- ・ 学校においては、「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を盛り込むと

ともに、管理職員の業績評価に当たっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する具体的な目標等を設定する。

- ・ 人事評価の面談において、管理職員が職員と業務改善に向けた意識の共有を図るとともに、特に長時間勤務の実態にある職員に対しては、管理職員が当該職員と業務全般の内容や優先順位等を協議しながら、時間外勤務の縮減方策を具体的に定めるなどして、適切な勤務時間となるよう取り組む。

#### (4) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

- ・ 長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定し、学校職員が心身の健康を保持するため、休養を取りやすい環境を整備する。

① 実施目的…職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持

② 設定期間…夏季休業期間中の特定の3日間に設定することを基本とする。

※年末年始の休業日は、学校閉庁日とする。

③ 服務上の取扱等…年休、夏休、振替等とするが、休暇取得を強制しない。出勤も可。

※部活動休養日に設定

④ 保護者への周知…教育委員会と学校長の連名で、保護者に通知文を发出

#### (5) 働き方改革に関する研修等の実施

校内研修等の機会を通じて、この計画の目的や改善の取組を周知するなど、教職員全体に勤務時間を意識した働き方の浸透を図る。

#### (6) 教諭等及び事務職員の標準的な職務の明確化

教諭等及び事務職員が、それぞれの専門性を発揮し、業務の効率化を図ることができる環境を整備するとともに、事務職員がこれまで以上に校務運営に主体的に参加できるよう、標準職務の明確化に向けた検討を進める。

### ● 教育委員会による学校サポート体制の充実

#### (1) メンタルヘルス対策の推進

- ・ 学校職員のメンタルヘルス対策を推進するため、ストレスチェックを実施する。
- ・ ストレスチェックの結果を業務及び職場環境の改善に活用する。
- ・ 学校職員の勤務状況や健康状態に応じて健康診断の機会を確保し、受診を促進する。

#### (2) 調査業務等の見直し

- ・ 教員の事務の負担を軽減するため、調査の精選を図るとともに、提出期間を確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう取り組む。
- ・ 各種届出や報告事項等の見直しを行うとともに、提出書類や様式の簡素化を進める。
- ・ 教育委員会又は町が教員に依頼する業務を点検し、負担軽減に向けた見直しを検討する。

#### (3) 変形労働時間制の導入に向けた検討

- ・ 変形労働時間制導入の意義、導入の前提要件、勤務割振りの方法など制度理解の促進を図る。

- ・ 学校における変形労働時間制導入の必要性、実効性の検討
- (4) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築
- ・ 教育委員会は、生徒指導上の諸問題が深刻化し、学校だけでは解決が困難な事案や児童生徒の安全確保のため緊急な対応が必要な事案等が発生した場合には、要保護児童対策地域協議会等を活用し、関係機関との連携協力体制を構築する。
- (5) 学校行事の精選・見直し
- ・ 教育委員会は、学校に対し、学校行事の精選や内容の見直しの取組を推進するよう促す。
- (6) 学校が作成する計画等の見直し
- ・ 教育委員会は、学校単位で作成する計画等について、計画の内容や学校の実情、計画の機能性や充実に配慮したうえで、可能な限り統合して作成されるよう、指導・助言を行う。
  - ・ 教育委員会は、学校単位の計画作成にあたって、必要な情報提供に努める。
- (7) 教育職員を構成員とした会議等の効率化
- ・ 教育委員会は、教育職員を構成員とする会議等について、会議等の構成や会議の開催時間・協議内容等を見直すとともに、効率的な運営に努める。
- (8) 連絡対応のデジタル化及び押印省略等
- ・ 教育委員会は、学校の実情を踏まえつつ、可能なものから学校提出書類への押印の省略、学校と保護者間の連絡手段のデジタル化に向けた取り組みを進める。

### ● 学校における働き方改革の推進にあたっての留意事項

- (1) この計画に掲げる時間外在校等時間の上限時間については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではなく、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。
- (2) 在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。
- (3) 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録、又は記録させることがあってはならないこと。
- (4) 業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないこと。業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の縮減に向けた取組を進める。